



ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

事業者セミナーを開催

講演 「アレルギー物質を含む加工食品の表示」について

(講師 消費者庁食品表示企画課 調査表示係長 小嶋 立人 氏)

No.24

2014. 10. 27

発行

消費者ネット広島、生協ひろしま虹の会共催による事業者セミナーを10月3日、ホテルチューリッヒ東方2001にて開催し、95名の方が参加されました。

現在、食生活の多様化と個性化などによって、大人・子どもを問わない“食物アレルギー症状”が頻繁に起こっています。とくに、ふとした不注意から、命に関わる事故も生じています。そうした状況に伴い、食品の製造・加工はもとより、アレルギー物質を含む加工食品の表示にも十分な注意と、それに関する知識が必要となっています。とくに、食品の「表示」は、消費者と食品製造者とを繋ぐ重要なパイプ役であり、その内容に対する理解は、双方にとって非常に大切なものとなっています。



そうした現況を考慮し、消費者ネット広島と生協ひろしま虹の会は、消費者庁食品表示課から講師を招いて、アレルギー物質を含む食品「表示」に対し、どのような知識や注意が必要かということ、これまでの事故例や対策から学習しました。

講師である消費者庁食品表示企画課調査表示係長小嶋立人氏は、『アレルギー物質を含む加工食品の表示』と題する講演内容で、複雑な食品表示について講演をされました。講演の内容は、「表示の概要」食物アレルギーとは、表示の義務づけ、特定原材料等の範囲、表示方法、コンタミネーションなどについて説明。「即時型食物アレルギーによる健康被害の全国実態調査」概要では、アレルギーによる健康被害の実態と数値について紹介されました。

つづいて小嶋氏は、食品表示基準におけるアレルゲンを含む食品の表示についての見直し案を説明されました。その内容は、「代替表記」、「廃止する特定加工食品及び拡大表記」、「変更イメージ」、「現行の特定加工食品等の設定」、「危害事例」、「表示義務（見直し案）」、食品表示法における「アレルギー表示」、「策定について」といった詳細なものでした。

最後に小嶋氏は、外食等におけるアレルゲン情報の提供促進の在り方検討会について紹介。アレルゲン情報の提供の現状（外食・中食）、「食品表示一元化検討報告書」、食材等の偽装問題、外食・中食における課題、検討会における検討項目、今後の検討予定（案）を説明し、最後に聴講者の質問に答えて、1時間半にわたる講演を終えました。

つづいて、事務局の宗山より、消費者ネット広島の活動紹介を行いました。

【特別寄稿】 新しい制度の活用に向けて、がんばりましょう

日弁連消費者問題対策委員会委員長 野々山 宏

消費者ネット広島の皆さん、ごきげんよう。みはるさん、まもろうくんを始め、皆さんのご活躍はホームページなどを通じて注目しています。河合塾の約款改正の成果や中国電力への申し入れなど実績を積み重ねており、今後の活動を楽しみにしています。

私は昨年8月より弁護士活動を再開しています。国民生活センター理事長在任中は、皆さんからの暖かい大きな励ましを支えに、消費者庁創設直後の混乱した状況のなかでも業務を行っていきことができました。心から感謝しています。消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの消費者行政3機関もようやく安定した連携関係ができてきました。

弁護士活動を再開して、紛争や被害に間近に接し、依頼者の皆さんとともに怒りや喜びを共有するこの仕事の醍醐味を改めて感じています。

本年6月からは、日弁連消費者問題対策委員会の委員長に就任しています。当委員会は現在多くの課題を抱えています。商品先物取引の不招請勧誘禁止の省令による改悪、景品表示法への課徴金制度の導入、消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法・電気通信事業法の改正、食品表示の適正化に対する対応、カジノ問題などです。そしてなにより、新しい集団的被害回復訴訟制度を活用できるガイドラインや最高裁規則を造ることが大切な課題です。いずれも以前に比べて動きがはやく、アベノミクスの影響もあって経済優先の圧力が大きく、難しい対応が要求されています。

色々な課題がありますが、新しい制度の活用に向けて、皆さんとともにしっかりと毎日の取り組みをがんばっていきましょう。



第17回適格消費者団体連絡協議会

副理事長 木村 豊

2014年9月27日（土）、第17回適格消費者団体連絡協議会が京都市（京都産業大学むすびわざ館）で開催されました。

全国11の適格消費者団体のほか、適格消費者団体をめざす東北（仙台）、石川、岡山、愛媛、熊本、佐賀、沖縄の7団体からの参加があり、また、消費者庁の担当者の出席もありました。



今回の連絡協議会での協議には、集团的被害回復訴訟制度について、大部分の時間が費やされました。

2013年12月4日に成立した集团的被害回復訴訟制度は、公布後3年以内に施行するものとされており、遅くとも2016年末には始まることとなります。現在、この制度の施行に向けて、消費者庁長官の検討会として、「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」が設けられ、ガイドラインの策定等につき検討が続けられています。

この「指針等検討会」の検討内容が、かならずしもこの制度が設けられた趣旨や適格消費者団体の実情には合わない点もあることから、今回の連絡協議会においては、こうした点につき活発な議論が行われました。今回の連絡協議会で議論した内容は、近く意見書にまとめて、消費者庁又は「指針等検討会」に提出することとなりました。

せっかくできた集团的被害回復訴訟制度がより使いやすく、消費者にとって有益な制度となるようにするには、私たち適格消費者団体や消費者からの意見も十分に反映させていただく必要があります。今後の動向につきましては、皆さんも十分に注視していただきたいと思います。

なお、次回の連絡協議会は、来年の3月に兵庫県（神戸市又は姫路市）で行われることとなりました。

食品表示法の新設について

理事長 吉富 啓一郎

広島県内の消費生活センターには健康食品をめぐって、住民から「期待はずれ」「表示がわかりにくい」「注文してないのに商品が送られてきた」等の相談が増えているという。

健康食品の効能の表示については「特定保健用食品」「栄養機能食品」以外はその効能の具体的表示はできない。

安倍政権の「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえて消費者庁は現在、有識者による「検討会」を設けて「食品の新たな機能性表示制度」について検討しているところである。そのポイントのひとつが「企業の責任で健康食品の効能を表示できるようにする」ということである。実証実験等により効能の科学的根拠を自ら示す義務が科される、また違反したら「刑罰（懲役・罰金）」が科される。

この新制度について、地元のメディアは「健康食品の表示 消費者の判断 限界ある」との見出しで次のように結んでいる（『中国新聞』2014・7・10付 金谷明彦論説委員）。

「健康食品の表示は必要かもしれない。だが、新制度が消費者にも企業にも有益なものになるのか、消費者庁は再度、検討すべきだ。それでも導入するのであれば、市場に出回った後、今以上に厳しくチェックする体制が欠かせない」と。

「検討会」の議論の中では、適格消費者団体は「食品表示の監視・是正」を期待されている。来年度には「食品表示法」が成立・公布・実施されるかもしれない。どう対応するか。

平成26年度第1回 相談員学習会・情報交換会報告

理事 川手三枝子

日時 : 2014年8月2日(土) 13:30~15:00

場所 : 広島市消費生活センター研修室

参加者 : 弁護士4名 相談員19名

2事例を検討した。

事例1、ネット関連マルチ 広島市に入った相談で、半澤弁護士が受任した案件の概要・処理・結果の説明があった。あるアプリを広めるマルチ商法で、クーリング・オフしても返金額や返金日がはっきりせず、最近でも広島市内で説明会が開催されており、被害が拡大するおそれがある事例であった。弁護士より内容証明郵便でクーリング・オフによる返金を求めるが返答がなく、振り込み口座の90万円を押えることとし、地裁に保全の申立てをした。その後、本人の口座に90万円が返金された。(県内では、業者からの返金が以前に比して速やかになった。相談員はこれを半澤効果と言って喜んでいる)個別救済にとどまらず、消費者ネット広島で何ができるか検討することとする。

事例2、サイドビジネスの契約が、消費者ではなく事業者としての契約であるとして、クーリング・オフに応じない事例の検討。経緯を記し、電話勧誘販売取引にあたり、クーリング・オフ記載の書面不交付のためクーリング・オフを主張し、返金を求める書面を送付したが、相手方は、クーリング・オフは適用にならないとして、商品代金の2割のみ返金すると回答してきた。決済代行業者とカード会社に相談を伝えるが、決済代行業者は、販売権利の契約で無形商品のため保護の対象とならないと回答してきた。カード会社にチャージバックを求め回答待ち。全国のこれまでの事例では1・2割程度の返金でやむなく合意しているケースが目立つ。講師弁護士からは、業務提供誘因販売取引に該当すると助言を得た。しかし、業者は、業務誘因販売取引も電話勧誘販売取引も認めない。消費者としての契約と認めさせ、クーリング・オフを適用させるために、消費者ネット広島としてできることを検討したい。

リレーエッセイ① 質より量

監事 広島 敦隆

最新のニュースで私が特に注目したものが二つある。広島土砂災害と特殊詐欺被害が上半期で268億円と過去最悪の状態になったとの記事である。

前者では、比較的短時間の豪雨で大きな被害が発生したのはなぜか、という問いに対して一つ思うのは、短時間の集中豪雨に対して、通常の排水設備では対抗できず、あっという間

に川ができて、その川が建物を飲み込み高速度で低地に達する。つまり相当の対策がとられていても、急激な豪雨には被害防止の役に立たないのだ。

そこで、後者の消費者被害の激増を考えてみると、今、全国で消費者被害の防止の為に努力している団体、個人は相当の数になっていて、消費者教育などを熱心にやっているのに、消費者被害の増加が一向に止まらないのはなぜか。それは、土砂被害で述べたことを参考にすると、豪雨といえる多数の悪徳業者のばっこ活動に対し、例えば消費者教育を受ける人の数がまだまだ不十分であるからではないだろうか。つまりは、悪徳業者に対抗する、抵抗力ある消費者の数が不十分ではないだろうか。

私が思うのは、消費者教育も質より量、拙速主義の観点をもっともっと取り入れる必要がある。そしてできるだけ多くの消費者が、被害防止の最小限の知識と感性を持つようになれば、被害は減少するに違いない。

「消費者志向経営・コンプライアンス経営シンポジウム」のご案内

12月3日開催

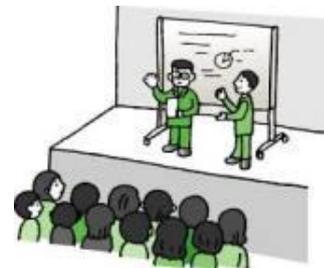
～消費者庁主催～

消費者庁では、全国5か所で「消費者志向経営・コンプライアンス経営シンポジウム」～消費者相談、内部通報・相談におけるリスク情報を経営にいかす～を開催いたします。広島会場での日程は以下の通りです。

日時：12月3日（水） 13:00～17:00

場所：広島国際会議場（定員 100名）

参加費：無料



構成

第1部 企業経営層及び企業担当責任者による講演 3社

お客様情報の重要性、社内情報の重要性、社内外の声とコンプライアンス経営等

第2部 有識者・実務家による基調講演

第3部 パネルディスカッション

第1部・第2部講演者による、シンポジウムのテーマに沿ったパネルディスカッション

申込方法

参加を希望される場合は、3日前までに消費者ネット広島までご連絡ください。

消費者ネット広島（電話番号 082-962-6181）

11月13日「消費者のつどい2014」開催

消費者団体の日ごろの活動成果の発表や講演会をとおして、消費者問題について考えてみませんか。

今回は、生活に役立つお金のお話を、テレビでも人気の弁護士、住田裕子さんに「気をつけよう！金融トラブル～騙されないで！うまい話にご用心～」と題し、御講演いただきます。多数の皆様の御参加をお待ちしております。参加費は無料です。（事前申込が必要です。）

日時：平成26年11月13日（木曜日） 13時～15時30分

場所：サテライトキャンパスひろしま 5階 大講義室

申込・問合せ先

広島県環境県民局消費生活課（担当：片山・国広まで）

電話：082-513-2730

申込締切：平成26年11月7日（金曜日）必着



情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

消費者トラブルに関する情報受付を、**毎週火と木の14時から16時**については、**弁護士等の専門相談員による電話受付**を行っています。

※その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております。

情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

皆様からの情報提供をお待ちしております



●事務所はこちらです。

会員どうしの「オシャレひろば」にお気軽に、お越しください。



(みはる&まろう)

内閣総理大臣認定 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**
適格消費者団体
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室
TEL: 082-962-6181 FAX: 082-962-6182
HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>